

○八王子市認知症高齢者探索事業実施要綱

平成 13 年 8 月 1 日 施行
平成 19 年 4 月 1 日 改正
平成 19 年 10 月 1 日 改正
平成 29 年 4 月 1 日 改正
平成 31 年 4 月 1 日 改正
令和元年 12 月 1 日 改正
令和 2 年 8 月 1 日 改正
令和 3 年 4 月 1 日 改正
令和 4 年 4 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、認知症高齢者探索事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この事業は、GPS 等の位置情報システムを活用し、行方不明になった認知症高齢者の位置を探索のうえ特定し、早期発見と事故の未然防止を図り、もって在宅で介護する親族（以下「親族」という。）の負担の軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 3 条 この事業の実施主体は、八王子市とする。

(委託)

第 4 条 市長は、本事業を申請等の手続き及び費用負担区分の決定等を除き、探索機器貸与事業を営む事業者に委託できるものとする。

(事業内容)

第 5 条 親族に位置情報端末機器（以下「機器」という。）を貸与し、認知症高齢者に常時携帯させ、行方不明時に機器が発信する信号を受信する探索システムを利用することにより、認知症高齢者の位置を捕捉・特定し、親族に情報を提供する。

2 情報を得た親族は、認知症高齢者のいる場所に出向き保護を行う。

(利用対象者)

第 6 条 本事業を利用できる者は、八王子市に住所を有し認知症により道に迷うことがある、65 歳以上の高齢者、介護保険法第 9 条第 2 項に定める第二号被保険者のうち介護保険法第 19 条の規定による市町村の認定を受けた者及び若年性認知症の者（以下「高齢者等」という。）を在宅で介護する親族とする。ただし、高齢者等のうち以下の者については対象外とする。

(1) 介護保険法第 8 条第 27 項に規定する介護老人福祉施設、同第 28 項に規定する介護老人保健施設、同第 29 項に規定する介護医療院に入所している者

- (2) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を受けている者
- (3) 家族以外の介護者がいる施設等に入所している者

2 その他、市長が特に必要と認める者

(利用の決定)

第7条 本事業を利用しようとする者は、「八王子市認知症高齢者探索事業利用申請書」(第1号様式(様式略))を市長に提出するものとする。

2 市長は、高齢者等の生活状況等を調査の上、利用の適否を決定する。

3 利用を決定した時は、「八王子市認知症高齢者探索事業利用決定通知書」(第2号様式(様式略))を交付する。

4 市長は、提出された「八王子市認知症高齢者探索事業利用申請書」の内容を精査した上で却下とする場合には「八王子市認知症高齢者探索事業利用申請却下通知書」(第3号様式(様式略))を交付する。

(位置情報の探索を依頼できる者)

第8条 探索を依頼できる者は、次のとおりとする。

- (1) 探索に必要なID・パスワード等を所持する親族
- (2) あらかじめ探索に必要なID・パスワード等を親族より提供された者
- (3) 事業担当課職員
- (4) 市の委託を受けた地域包括支援センター職員
- (5) 市長が特に認めた者

(機器の貸与)

第9条 市長は、第8条に基づき利用を決定した者(以下「利用者」という。)に対し、第4条に基づき事業を委託した事業者を通じ探索に要する機器を貸与する。

(機器の管理)

第10条 利用者は機器を適切に管理するものとし、この事業の目的に反した使用、原状の変更、転貸若しくは譲渡、又は担保に供してはならない。

2 機器を紛失又は破損した場合は、利用者が実費相当額を負担する。

(費用負担)

第11条 利用者は、かかる費用の1割を利用者負担金として負担するものとする。ただし、利用者・高齢者等ともに生活保護を受給している場合は、利用者負担金を免除する。

2 利用者が八王子市に住所を有さなくても、高齢者等が八王子市に住所を有しかつそこで生活をしている場合は、かかる費用の全額を負担することにより本事業を利用することができる。

(利用者負担金の徴収)

第12条 利用者負担金の支払いを要する者は、第4条に基づき事業を委託した事業者に直接支払うものとする。また、位置情報探索サービス以外に委託業者が実施するその他のサービスを利用した場合にかかる費用は全て利用者負担とし、直接事業者を支払うものとする。

(利用の廃止)

第13条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を廃止する。

- (1) 利用者が本事業の目的に反する利用を行ったとき。
- (2) 利用者が定められた利用者負担金を3ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 利用者が本事業の利用を辞退したとき。
- (4) 高齢者等が対象要件を満たさなくなったとき。
- (5) その他、利用を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の場合において、市長は、「八王子市認知症高齢者探索事業利用廃止決定通知書」(第4号様式(様式略))により通知し、貸与機器を返還させるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。